

平成二十二年三月三十日受領  
答弁第二九五号

内閣衆質一七四第二九五号

平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に  
対する千葉景子法務大臣の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等檢察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一について

前回答弁書（平成二十二年三月十九日内閣衆質一七四第二三五号）については、法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）により檢察に關することを所管する法務省刑事局から必要かつ十分な情報を提出させた上で、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官が作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したものであり、お尋ねについては、前回答弁書（平成二十二年三月十九日内閣衆質一七四第二三五号）一、二及び四について述べたとおりである。

二について

先の答弁書（平成二十二年三月二日内閣衆質一七四第一五一号）三については、特定の週刊誌の記事が個々の読者に与える影響について答弁したのではなく、先の質問主意書（平成二十二年二月十九日提出質問第一五一号）において「石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信感が渦巻いている」と指摘されている点について、御指摘は当

たらないものと考えている旨を答弁したものであり、前回答弁書（平成二十二年三月十九日内閣衆質一七四第二三五号）三についてと矛盾するものではない。